

平成29年度
身体拘束廃止取組状況調査及び
意識調査結果

目 次

I 身体拘束廃止取組状況調査及び意識調査の概要

- 1 調査の目的
- 2 調査方法等

II 調査結果の概要

- 1 身体拘束廃止取組状況調査
- 2 身体拘束廃止に関する意識調査
- 3 別紙「身体拘束廃止の具体的取組」

I 身体拘束廃止取組状況調査及び意識調査の概要

1 調査の目的

平成12年4月の介護保険法の施行時から、権利擁護の観点や身体機能・精神機能を低下させるという観点から問題があるとして、介護保険施設等では身体拘束が原則として禁止されています。

宮城県では、介護保険施設等での身体拘束廃止の取組を進めるため、平成13年度以降、事業所の取組状況調査及び意識調査を実施しています。

2 調査方法等

(1) 調査方法

平成29年10月1日時点で指定されている施設に対して調査票を郵送し、施設長等の施設を管理する責任者に対して回答を依頼しました。

(2) 調査対象施設

調査対象は、宮城県内に所在する下記の施設としました。

- ① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ② 介護老人保健施設
- ③ 指定介護療養型医療施設

合計：251施設

(3) 調査実施期間

平成29年12月1日（調査票発送日）から平成29年12月22日（回答期限日）まで。

(4) その他

本報告書の「II 調査結果の概要」で比較対象としている過年度調査結果は、下記のとおりです。

H20年度・・・平成20年11月に実施した調査

H21年度・・・平成21年11月に実施した調査

H22年度・・・平成22年12月に実施した調査

H26年度・・・平成26年11月に実施した調査

※いずれも、「身体拘束廃止取組状況調査及び身体拘束に関する意識調査」

3 参考

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が平成13年3月に作成した「身体拘束ゼロへの手引き」では、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為及び身体拘束を行う上で「緊急やむを得ない場合」とされている3要件について、下記のとおりとされています。

■身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

具体的な行為	本調査項目中の略語等
①徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等を縛る	ひもで固定
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	ベッドに固定
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む	ベッド柵
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る	四肢をひもで固定
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	ミトン型手袋
⑥車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。	車イスのベルト等
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する	イスへの拘束
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる	介護服(つなぎ服)
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る	迷惑行為防止
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる	薬物の投与
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する	隔離

■身体拘束を行う上で「緊急やむを得ない場合」とされている3要件

- ①切迫性（本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）
- ②非代替性（身体拘束以外に代替する介護方法がない）
- ③一時性（身体拘束が一時的なものである）

II 調査結果の概要

1 身体拘束廃止取組状況調査

【留意事項】

- ・一部の設問で、単数回答の設問に対して複数の回答があったり、無回答があったりするため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・割合は、特に注釈が無い場合は、回答があった224施設に対する割合を示しています。

1. 回答状況

(1) 調査対象施設251箇所のうち224箇所から回答があった(回答率89.2%)。施設別の割合は、以下のとおりとなっている。

	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合計
調査対象施設数	153(168)	89(85)	9(11)	251(264)
回答施設数	139(160)	76(80)	9(11)	224(251)

※ ()内は前回平成26年度調査(以下、「前回調査」という)の数値

2. 身体拘束の実態

- (1) 回答を得た施設のうち、身体拘束が行われた施設の割合は21.9%で、前回調査と比べて8.5ポイント減少した。
(H20年度50.3%, H21年度40.2%, H22年度42.2%, H26年度30.4%)
- (2) 身体拘束が行われた実人数は129人で、回答を得た施設の全利用者15,332人に占める割合は0.8%であり、前回調査と比べて0.8ポイント減少した。
(H20年度319人(2.6%), H21年度206人(1.7%), H22年度204人(1.5%), H26年度279人(1.6%))
※各年度の割合は、いずれも当該年度の調査で回答を得た施設の全利用者に占める割合
- (3) 身体拘束が行われた延べ人数は211人で、前回調査と比べて108人減少した。
(H20年度418人, H21年度224人, H22年度512人, H26年度319人)
- (4) 緊急やむを得ない場合の身体拘束が行われた延べ人数は164人で、身体拘束が行われた延べ人数に占める割合は74.9%であった。
- (5) 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束が行われた延べ人数は47人で、身体拘束が行われた延べ人数に占める割合は22.3%であり、前回調査と比べてそれぞれ76人/16.3ポイント減少した。
- (6) 緊急やむを得ない場合以外の拘束が行われた理由は、「今回の調査で『緊急やむを得ない場合に該当しない行為であると認識した』と回答した施設が1施設、「その他」と回答した施設が5施設であった。「その他」の理由として「代替する有効な方法がない」、「家族からの要望」等の回答があった。
- (7) 上記(1)から(6)に関して、調査年ごとの推移を5ページのグラフ1に示した。また、身体拘束の実態の概要を同じく5ページの表1に示した。
- (8) 緊急やむを得ない場合の拘束内容は、ミトン型手袋77件、介護服(つなぎ服)38件、ベッド柵25件、車いすのベルト等18件などとなっている。
- (9) 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、ミトン型手袋23件、車いすのベルト等10件、ベッド柵8件、四肢固定が4件などとなっている。
- (10) 行われた全ての身体拘束に対する行為別の割合、及び緊急やむを得ない場合に行われた全ての身体拘束に対する行為別の割合を6ページのグラフ2に示した。

グラフ1 身体拘束が行われた延べ人数等の推移

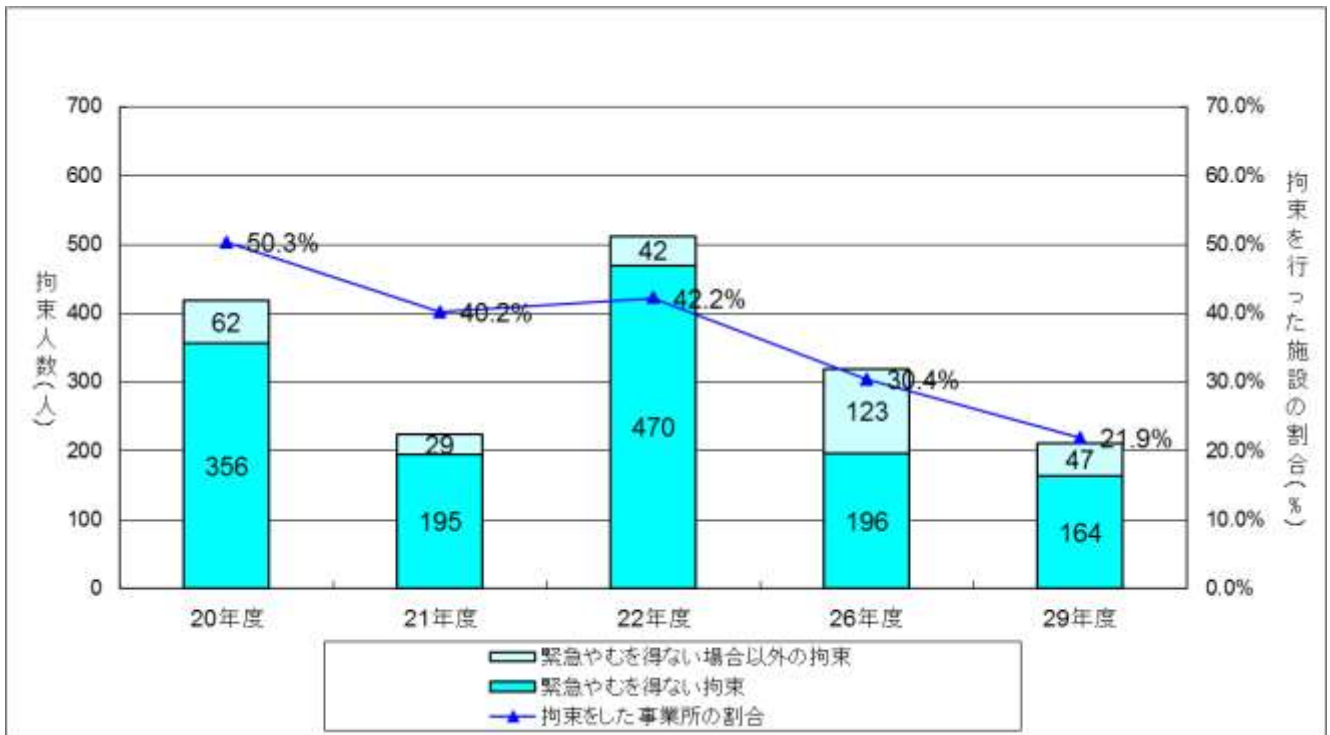


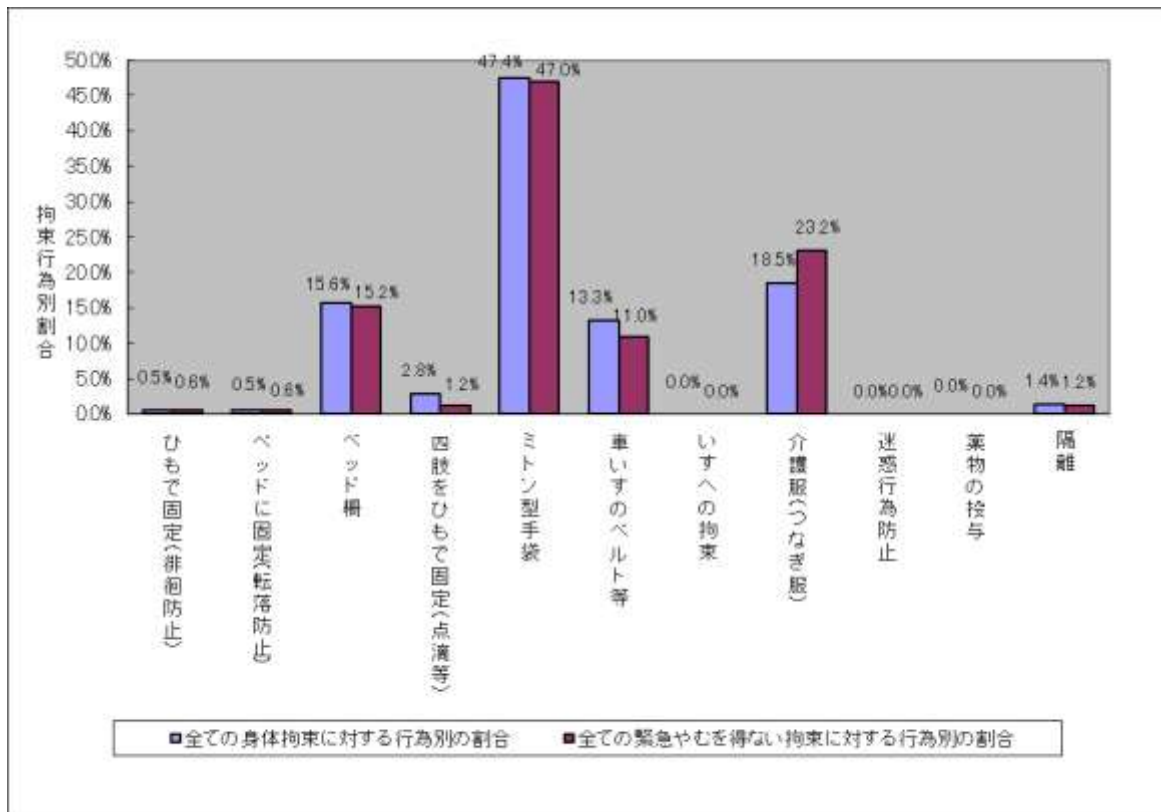
表1 身体拘束の実態の概要

	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合計
回答事業所数	139(160)	76(80)	9(11)	224(251)
拘束した事業所数	23(43)	19(26)	8(7)	49 ^{*1} (76)
拘束した事業所率(%)	16.5(26.9)	25.0(32.9)	88.9(63.6)	21.9(30.4)
拘束延べ人数(A)(人)	109(93)	86(170)	23(56)	211 ^{*1} (319)
やむを得ない拘束延べ人数(B)(人)	109(89)	46(64)	13(43)	164 ^{*1} (196)
やむを得ない拘束率(B/A)(%)	100(95.7)	53.5(37.7)	56.5(76.8)	77.8(61.4)
やむを得ない以外の拘束延べ人数 (C)(人)	0(4)	40(106)	10(13)	47 ^{*1} (61.4)
やむを得ない以外の拘束率 (C/A)(%)	0(4.3)	46.5(62.3)	43.5(23.2)	22.3(38.6)

※ () 内は前回調査の値

※1 1施設で複数の種別を持つ施設があるため、合計と施設別の内訳の数と一致しない

グラフ2 身体拘束の実態の概要



3. 身体拘束廃止取組状況

- (1) 身体拘束廃止に向けた取組を行っている施設は 220 施設 (98.2%) であった。
- (2) また、同取組を 3 年以上行っている施設は 204 施設で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 施設全てにおいて 85% を超えていた。
- (3) 回答があった全 224 施設において、施設開始利用時に、施設としての身体拘束廃止の考え方を文書や口頭説明等の方法で利用者等に説明している。
- (4) 身体拘束廃止に向けた取組内容 (複数回答可) は、「施設内研修等の開催」が 207 施設 (94.1%)、「身体拘束廃止委員会等を設置」が 206 施設 (93.6%)、「施設外研修等に参加」が 162 施設 (73.6%)、「施設の設備や用具の改善」が 117 施設 (53.2%) 等となっている。
- (5) 身体拘束廃止に向けた具体的な取り組み事例は、別紙「身体拘束廃止の具体的な取組」に纏めた。

4. 身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の状況

- (1) 身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故は、事故が発生したという回答が 69 施設 (30.8%)、事故は発生していないという回答が 141 施設 (62.9%) であった。
- (2) 事故の内容 (複数回答可) は、「転倒」が 472 件 (52.2%)、「転落・ずれ落ち」が 249 件 (27.5%)、「点滴・経管チューブの事故抜去」が 114 件 (12.6%) 等であった。
※割合は、回答のあった全ての事故件数 (905 件) に対する割合
- (3) 介護事故等の予防、事故発生時対応の具体的な取組 (複数回答可) は、「事故報告書作成の義務づけ」が 222 施設 (99.1%)、「事故発生時の対応マニュアル作成」と「事故対策委員会等の内部検討組織の体制づくり」がいずれも 204 施設 (91.1%) 等であった。

5. 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続き

- (1) 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う手続きに関しては、「規定等を文書により定めている」が 208 施設 (92.9%) と最も多く、次いで「手続きはあるが明文化していない」が 9 施設 (4.0%) となっている。また、「一切身体拘束を行わないこととしているので定めていない」が 6 施設 (2.9%) あり、殆どの施設では規定を文書で定めている。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の最終判断者は、「施設長・院長」が 140 施設 (64.5%)、「ケース検討会議等」が 55 施設 (25.3%)、「医師」が 12 施設 (5.5%) 等で、「特に定めていない」は 3 施設 (1.4%) であった。
- (3) 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際、家族等への説明を誰が行っているかに関しては、「その他」(生活相談員、介護支援専門員等) が 127 施設 (58.5%) と最も多く、「介護職員・看護職員」が 50 施設 (23.0%)、「施設長・院長」が 41 施設 (18.9%)、「医師」が 11 施設 (5.1%) 等となっている。
- (4) 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の家族等の同意・承諾に関しては、「書面による」が 209 施設 (96.3%)、「口頭による」が 3 施設 (1.4%) 等で、「特に同意・承諾を求めない」という施設は無かった。
- (5) 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の記録方法は、「記録する項目・様式の両方を定めている」又は「記録する項目のみ定めている」が合計 194 施設 (89.4%)、「様式等を定めていないが記録する」が 18 施設 (8.3%) であり、「特に定めず、記録もしない」という施設は無かった。
- (6) 身体拘束を行った際の記録の開示請求があった際の対応は、「全ての場合に開示」が 59 施設 (27.2%)、「個別に対応」が 2 施設 (0.9%)、「過去に事例は無いが、請求があれば開示予定」が 154 施設 (71.0%) となっている。

※5(2)から 5(6)に示した割合は、いずれも 5(1)で「規定を文書により定めている」又は「手続きはあるが明文化されていない」と回答した 217 施設に対する割合

2 身体拘束廃止に関する意識調査

【留意事項】

- ・一部の設問で、無回答があるために割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・割合は、回答があった224施設に対する割合を示しています。

1 意識の実態

- (1) 身体拘束廃止の取組の進捗状況に関しては、「取組が進み拘束が無くなった」又は「緊急やむを得ない場合を除いて拘束が無くなった」との回答が184施設(82.1%)であった。一方、「取組はある程度進んでいるが拘束が無くなったとは言えない」又は「取組が進んでいるとは言い難く拘束が未だに継続されている」との回答が18施設(8.0%)であった。
- (2) 身体拘束廃止の障害となる理由(複数回答可)に関しては、回答が多い順に「身体拘束以外の介護方法が分からない」が76施設(33.9%)、「(身体拘束が)事故防止に効果的」が68施設(30.4%)、「職員数が少ない」が65施設(29.0%)となっている。
- (3) 身体拘束の弊害として認識していること(複数回答可)に関しては、回答が多い順に「精神的苦痛」が211施設(94.2%)、「身体機能の低下」が202施設(90.2%)、「認知症の進行」が200施設(89.3%)となっている。
- (4) 身体拘束を廃止するために必要と考えること(複数回答可)に関しては、回答が多い順に「拘束の弊害を職員が認識する」が190施設(84.8%)、「利用者の尊厳を尊重する気持ちを持つ」及び「職員の技術を高める」がともに182施設(81.3%)となっている。
- (5) 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」が発行した『身体拘束ゼロへの手引き』に関しては、「読んだことがあり中身を理解している」が184施設(82.1%)、「読んだことはあるが中身までは理解していない」が21施設(9.4%)、「存在は知っているが読んだことは無い」が7施設(3.1%)、「存在を知らない」が3施設(1.3%)となっている。
- (6) 事業所内における身体拘束廃止の取組の実施状況は、「満足できる取組が実施できている」が146施設(65.2%)、「満足できる取組は実施できていない」が46施設(20.5%)、「その他」が20施設(8.9%)となっている。
- (7) 親しい友人等が介護サービスを受けることになった際に、自施設を「自信を持って勧める」と回答したのは173施設(77.2%)で、「勧めない」と回答したのは37施設(16.5%)であった。

【自施設を勧める理由(一部回答を例示)】

- 身体拘束を行わず、本人の意向にそった支援を積極的に行っている
- 研修を通し、職員が共通認識を持ちケアを行おうと意識を高めている

【自施設を勧めない理由(一部回答を例示)】

- 身体拘束を行わない点は自信を持つが、生活全般の個別ニーズに対応できるかは別のこと
- 尊厳を尊重する気持ちが、全職員まで浸透しているとは言い切れない